

「南スーダンへの駆け付け警護」

2016年10月24日

安倍政権は、南スーダンにPKO（平和維持活動）として、自衛隊員 350 人を派遣している。国連安保理事会は 2011 年 7 月、南スーダンの独立を機に、「地域の平和と安全の定着」及び「国の発展のための環境構築」を任務とする「国連南スーダン共和国ミッション」を設立した。日本政府は、同年 11 月、国連の協力要請を受けて、道路等のインフラ整備や国連敷地内の排水整備などを行う部隊を派遣した。日本が国連のPKOに参加する際の満たすべき要件は下記の 5 項目である。① 紛争当事者間で停戦合意があること、② 受け入れ国と紛争当事者の同意があること、③ 中立的立場を厳守すること、④ 以上のいずれかが満たされなくなった場合は即時撤収・撤退すること、⑤ 武器使用は要員の生命保護など必要最小が基本であること。

政府は、強行採決で法制化した「安全保障関連法」に基づいて「駆け付け警護」と「宿営地の共同防衛」の新任務を付与して、自衛隊を派遣する方向で調整している。武器を携帯しての任務である。その任務は下記の 3 項目が盛り込まれている。① 住民に危害が及ぶことを防ぐための監視・巡回・検問などの「治安維持活動」、② 救出を求めるNGO関係者らを保護する「駆け付け警護」、③ 「宿営地の共同防衛」。③ は従来と同じ「自己保存型」の武器使用だが、① ② の任務に当たる自衛隊員は、自分たちの行動を妨害する行為を排除する「任務遂行型」で、武器を使えるようになった。武器使用の機会は増え、戦闘に巻き込まれるリスクの拡大は避けられないだろう。

自衛隊を海外のPKOに派遣することは、そもそも憲法違反という主張があり、論争されてきた。「安保関連法」は、90%以上の憲法学者が憲法違反と表明している。憲法違反の「安保関連法」に基づいて、武器を持った自衛隊を南スーダンに派遣しようとしている訳である。派遣される自衛隊員は訓練を受けている段階に入っているが、戦闘状態の所に派遣される彼らの内心は穏やかではないだろう。家族の心中はいかばかりかと思う。

南スーダンは日本人にはなじみ深い国ではないだろう。アフリカ中央部に位置し、5ヶ国と国境を接している。石油などの豊富な地下資源に恵まれている。スーダンからの分離・独立を求め、2011年に南スーダン国を樹立した。ところが、分離・独立の戦いを共にしてきたキール大統領派（政府軍）とマシャール副大統領派（反政府軍）は反目し合い、戦闘状態になった。2013年以降、戦闘は各地に広がり、隣国に逃れた難民は 100 万人を超え、国内難民は 160 万人、480 万人が深刻な食糧不足に陥っている。石油利権問題や民族対立が背景にあるという。2015年8月、両派間で、停戦・和平合意が成立し、総選挙を実施する文書にも署名した。しかし、合意は崩れ、戦闘状態が続いているのが現状である。最近の報告だけでも、両派で 250 人以上の戦死者が出ている。

安倍首相は、再燃した内戦について「戦闘行為」ではないとの認識を示している。稲田朋美防衛大臣は、7 時間南スーダンの首都ジョバを訪問し、「比較的落ち着いている」と報告した。彼女は「戦闘ではなく、衝突である」と姑息な言い換えをしている。

自衛隊員の命の危うくする派遣が、なぜ必要なのか。「国際貢献」という名の下で、安保関連法の既成事実化を狙ったものとしか思えない。安倍首相の「海上保安庁、警察、自衛隊の任務に敬意を表そう」という演説に、自民党議員はスタンディングオベーションで応じた。私は自衛隊の死者が出た時の予行ではないかと恐れを感じた。軍事的な解決はできないのだから、憲法に基づいた人道支援を、和平のための外交的関与を何よりも目指すべきではないか。